

令和 4 年度 池田町 実質収支に関する調書

一般会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	10,929,452,444
2 歳	出 総 額	10,430,111,916
3 歳	入 歳 出 差 引 額	499,340,528
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		499,340,528
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

国民健康保険特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	2,417,783,242
2 歳	出 総 額	2,225,937,150
3 歳	入 歳 出 差 引 額	191,846,092
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		191,846,092
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	335,839,391
2 歳	出 総 額	335,839,391
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	359,785,538
2 歳	出 総 額	359,785,538
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

【実質収支に関する調書】

【実質収支に関する調書】

公共下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	654,859,367
2 歳	出 総 額	654,859,367
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

温泉施設特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	231,511,407
2 歳	出 総 額	211,598,944
3 歳	入 歳 出 差 引 額	19,912,463
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		19,912,463
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

小水力発電事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	9,398,786
2 歳	出 総 額	9,398,786
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

土地取得特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	308,762,604
2 歳	出 総 額	308,762,604
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	